特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険税賦課事務
②事務の概要	住民基本台帳法、地方税法その他の地方税に関する法律及び国民健康保険法による保険料の賦課徴収に関する事務並びにこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴収及び地方税に関する調査に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【国民健康保険税賦課事務の概要】 国民健康保険税の課税を行う。 【業務の流れ】 ①毎月の国民健康保険の異動者で、転入による被保険者のうち、南砺市で住民税課税対象でない人について、転出自治体に課税状況を調査し、把握する。 ②転出自治体においても課税状況が不明の人は、申告書を送付し、課税状況を把握する。 ③7月1日に本算定(当初課税)を行い、課税対象の世帯主へ課税を案内し、7月から翌年2月までの8回を月末期限として徴収する。 ④以降は、異動による課税変更を案内する。 ⑤過年度の加入資格変更及び所得の変更による過年度変更処理を行う。 ⑥課税状況調、基盤安定交付金申請、調整交付金申請の調査資料作成を行う。 ⑦確定申告用納付状況を案内する。
③システムの名称	・国民健康保険税賦課システム・宛名管理システム・団体内統合宛名(連携)システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
国民健康保険税賦課特定個	人情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
	<選択肢> 1) 実施する

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項		別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	連絡先 〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
3. 重大事i	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、リス	び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス ⁻	アムを通じた。	人手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		Γ	O]人手を介在させる作業はない	
O. XTENECESIFX		<u> </u>		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				
9. 監査				
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部	監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	Ι]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正す5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの家、事務に必要のなて不正に使用されな使用等のリスクテわれるリスクへでシステムを通じてシステムを通じていい、滅失・毀損リス	対策 にい情報との紐付けが行われるリスクへの対策 るリスクへの対策 への対策 への対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 「不正な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・人事異動の際に、不正なログイン等がないよう権限を徹底している。 ・開庁時間外は施錠できる個所に書類等を保管し、物理的に特定個人情報の不正取得ができないよう に運用している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分で ある」と考えられる。			

麥更簡所

変更箇	変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明				
平成27年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	鳥越 知証	税務課長 梅原 学	事後					
平成28年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	【業務の流れ】 (①・②省略) ③7月1日に本算定(当初課税)を行い、課税対象の世帯主へ集合税2期変更通知に合わせ課税案内、金本等では、100円のではでは、100円ので	【業務の流れ】 (①・②省略) ③ア月1日に本算定(当初課税)を行い、課税対象の世帯主へ課税案内 ④以降は異動による課税変更案内 ⑤過年度の加入資格変更、所得の変更による 過年度変更処理 ⑥課稅状況調・基盤安定交付金申請・調整交 付申請の調査資料作成 ⑦確定申告用納付状況案内	事後					
平成28年10月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(16及び30の項) 項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条及び第 24条	事後					
平成28年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93の項) [別表第二における情報照会の根拠] (27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別条第二、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 「別表第二における情報提供の根拠及び主務 省令1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、5 8、62、80、87及び93の項~行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令の利用等における特定の個人等第二の主務省令が表別の場合。 移及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第26条、第3条、第4条、第5条、第19条、第26条、第36条、第36条、第44条及び第46条 ※30、33、39及び58の項に係る主務省令は 未制定	事後					
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 梅原 学	税務課長 沖田 澄夫	事後					
平成30年6月1日	I 関連情報 4.情報提供ホットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87及び93の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第58、第19条、第19条、第25、条、第4条、第58、第44条及び第46条※30,33,39及び58の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令127の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二における情報照会の根拠及び主務省令127の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令]1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87及び93の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条 第31条の2、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条 第31条の2、第3条、第41条、第5条、第19条、第20条、第32条、第41条及び第46条 ※30の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令]27の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後					
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加				
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後					

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務 省令] 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87及び93の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律別表第二の主務省令で定める 事務及び情報を足める命令第1条、第2条、第 3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 「別表第二における情報提供の根拠及び主務省令) 1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87及び93の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第1条、第29条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第3条、第43条、第44条、数36、第40条、第30の項に係る主務省令は未制定 「別表第二における情報照会の根拠及び主務省の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事前	
令和5年8月31日	II しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(16及び30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条	・番号法第9条第1項及び別表24項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87及び93の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第29条、第25条、第33条、第43条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条、※30,33、39及び58の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 27の項~行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するため の新用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表48の項	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月11日	II しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月11日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年9月11日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加